

(公社)非営利法人研究学会 学会誌に関する規程

令和3年9月24日制定

令和5年9月15日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は非営利法人研究学会誌（以下、学会誌という。）への投稿及び審査等について定めることを目的とする。

(学会誌の発行)

第2条 学会誌は、年1回発行する。

2 学会誌に掲載する論文等は、次のものとする。

(1) 学会誌編集委員会（以下、編集委員会という。）の募集により会員から投稿された論文（以下、投稿論文という。）

(2) 編集委員会が依頼する論文等（以下、依頼論文等という。）

3 学会誌は、1頁あたり21字×41行×2段を基本とする。

(投稿論文)

第3条 投稿論文は、全国大会にて報告を経た論文に限る。

2 論文は未発表のものに限ることとし、提出された論文が、既に他で発表済みのもの単なる焼直しであることが明らかに認められる場合は、提出を受理しない。

3 編集委員会が定めた提出期限を過ぎても論文の提出がない場合は、大会報告者であっても自動的に提出を辞退したものと見做す。

4 投稿された論文は、論文審査委員（以下、レフェリーという。）の査読を経て、編集委員会により掲載可の決定を得たものでなければ、これを学会誌に掲載することができない。

5 論文の頁数は誌面における各論文の分量のバランスと印刷関係費の合理化のため、論文の表紙（タイトル、キーワード、要旨、目次等を記載した頁）を含めて、原則として12頁以内とする。

6 やむを得ず規定頁数を超過する場合であっても、常識の範囲内に止めなければならない。なお、超過した場合には、1頁当たり8,000円を投稿料として執筆者が負担する。

(依頼論文等)

第4条 依頼論文等としては、次の論文等が対象となりうる。編集委員会は、その内容や学術上の貢献等を検討の上、原稿の提出を依頼する。なお、次の各号に該当することが、ただちに原稿依頼となるのではなく、依頼は編集委員会の判断によることとする。

- (1) 全国大会における統一論題報告論文及びその解題となる座長の論文
 - (2) 全国大会における分野別研究会及び特別委員会、スタディ・グループ、受託研究、その他それらに準じるものの成果としての最終報告論文
 - (3) 全国大会における特別講演やシンポジウムその他それらに準じるものの報告論文等
- 2 論文等は未発表のものに限ることとし、提出された論文が、既に他で発表済みのものの単なる焼直しであることが明らかに認められる場合は、提出を受理しない。
- 3 編集委員会が定めた提出期限を過ぎても論文の提出がない場合は、自動的に提出を辞退したものと見做す。
- 4 論文の頁数は誌面における各論文の分量のバランスと印刷関係費の合理化のため、論文の表紙(タイトル、キーワード、要旨、目次等を記載した頁)を含めて、同上第1項(1)及び(3)は原則として12頁以内とする。また第1項(2)はその要旨について原則として12頁以内とし、別途、学会誌の別冊としてデジタル化した完全原稿をWebサイト上に公開することができるものとする。
- 5 やむを得ず規定頁数を超過する場合であっても、常識の範囲内に止めなければならない。なお、超過した場合には、1頁当たり8,000円を投稿料として執筆者が負担する。

(抜刷上限)

第5条 抜刷りの部数上限を200部とし、頁数に関わらず、一部当たり500円(送料込)を実費として、執筆者の負担とする。なお、抜刷りを希望する者は事前に実費負担金を添えて申し込むこととする。

(著書等への再録)

第6条 投稿論文及び依頼論文等の著者が著書等に論文等を再録する場合には事務局に報告のうえ、編集委員会の承認を得なければならない。

(Webへの掲載)

第7条 投稿論文及び依頼論文等の著作権、版面権は学会が保有するが、著者が個人サイト、所属機関等、資金助成元のサイトに掲載する場合は、学会誌の書誌情報を明記することを条件として、これを著者の自由とする。ただし、査読前の論文である場合にはその旨を明記しなければならない。なお、本学会がWebサイト上に学会誌を公開すると

きは著者の許諾を求めるものとし、学会誌発行後約6か月の期間を経て公開する。

第2章 学会誌編集委員会

(委員会の構成)

第8条 会長は学会誌の適正な発行を図るため、専門学術分野を勘案し、正会員の中から編集委員7名を理事会の承認を経て委嘱する。

- 2 編集委員長は委員の互選とする。
- 3 編集委員長は円滑に業務を実施するため、幹事若干名を委嘱することができる。

(任期)

第9条 編集委員の任期は2年とする。

(委員会の職務)

第10条 編集委員会は、下記の職務を行う。

- (1) 論文等の学会誌への掲載の可否の決定
- (2) 執筆要領の決定
- (3) 原稿の募集及び依頼並びに収集
- (4) 原稿の提出締切期日、その送付先並びに刊行日の決定
- (5) 校正の受渡し作業
- (6) レフェリーの委嘱

(レフェリーの委嘱)

第11条 編集委員会は、学会誌としての質的維持・向上を図るため、専門分野を勘案して適正数のレフェリーを委嘱する。

- 2 編集委員会は、毎年大会終了後3か月以内に対象論文をレフェリーに引き渡す。

(掲載論文決定と原稿修正)

第12条 掲載論文の決定と原稿の修正は次のとおりとする。

- (1) 編集委員会は、レフェリーの判定資料を基に掲載対象論文の仮決定を行う。
- (2) 編集委員会は、論文執筆者に対して回答期限までに、レフェリーの指摘事項について修正を行うよう依頼する。
- (3) レフェリーは、論文執筆者の修正結果について確認し、掲載可否に関する所見を編集委員会に報告する。
- (4) 編集委員会は、レフェリーの報告に基づいて掲載論文の決定を行う。

- (5) 編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には、投稿を辞退したものと見做す。

第3章 査読制度

(査読手続)

第13条 論文の査読は、以下に定める手続による。

- (1) レフェリーは、提出論文の審査を行う。
- (2) 編集委員は、レフェリーを兼任することができる。
- (3) 対象論文は、レフェリー2名以上の査読を経なければならない。
- (4) レフェリーは論文受取り後、原則として、1か月以内に査読を完了しなければならない。
- (5) 編集委員会は、レフェリー結果を各執筆者に連絡し、修正要求やコメントのついたものについては20日以内の加筆・訂正を求める。加筆・訂正されたものは、担当レフェリーによる判定を経て採否を決定する。
- (6) レフェリーの氏名は、これを公表しない。

(査読結果の提出)

第14条 レフェリーは、次条に定める査読判定に至った理由を回答期日までに編集委員長宛てに書面で報告する。

(査読判定)

第15条 査読判定は次のとおりとする。

- (1) 無修正または語句等の軽微な修正のみで、論文として掲載可
- (2) 語句等の一部修正の上、掲載可
- (3) 趣旨に変更のない修正の上、掲載可
- (4) 趣旨に影響する修正が必要であり、掲載は厳しい
- (5) 掲載不可

(再査読判定)

第16条 再査読判定は次のとおりとする。

- (1) 無修正または語句等の軽微な修正のみで、論文として掲載可
- (2) 無修正または語句等の軽微な修正のみで、研究ノートとして掲載可
- (3) 無修正または語句等の軽微な修正のみで、資料として掲載可
- (4) 査読にて指摘された事項に十分に対応できておらず、軽微な修正のみでは、論

文、研究ノート、資料のいずれとしても掲載は厳しい

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、令和5年9月15日から施行する。